

第1章 総則

第1条（名 称）

本会は、埼玉県ダンススポーツ連盟（以下本連盟という）と称し、英文名を「SAITAMA DanceSport Federation」とする。

2. 本連盟は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「J D S F」という）定款に基づく加盟団体として組織し、本連盟の通称を「J D S F 埼玉県ダンススポーツ連盟」とする。

3. 本連盟の略称を「J D S F 埼玉」とする。

第2条（事務所所在地）

本連盟は、事務所所在地を本連盟会長宅に置く。

第3条（支部構成）

本連盟の支部は、東、西、南、北、中央、D S Cの6支部とし、理事会の議決を経て支部の構成等を変更することができる。

第2章 目的及び事業

第4条（目 的）

本連盟は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟定款に基づき埼玉県におけるダンススポーツ界を統括組織する団体として、会員相互の団結と親睦を計り、併せてJ D S F傘下の各団体と協力し健全なダンススポーツの普及、奨励及び振興を行ない、県民の健全な心身の発達と明るく豊かな生活の形成、並びに社会貢献に寄与することを目的とする。

第5条（事 業）

本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) オリンピック及び国民体育大会（国民スポーツ大会）につながるスポーツ並びに生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興（ は2024年大会からの名称）
- (2) 本県におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の普及及び振興
- (3) J D S F公認又は承認等の競技会の開催及び支援
- (4) J D S Fが行なう事業への協力及び参加
- (5) 連盟各支部及び加盟団体の育成、指導に関する事業及び活動に対する支援
- (6) 財団法人埼玉県体育協会への役員派遣及び関連事業への協力支援
- (7) 本連盟所属の会員及び選手等の登録管理
- (8) 指導員等の養成及び派遣
- (9) 講習会、講演会、研究会、競技会その他ダンスに関する事業の実施
- (10) 諸規程、規則等の制定及び改定
- (11) 関係機関との連携及び協力
- (12) ダンスに関する刊行物の発行及び広報活動
- (13) ホームページの開設及び維持運営
- (14) その他、埼玉県における本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体及び会員、代議員

第6条（加盟団体）

本連盟の加盟団体は、本県内で活動し、本連盟に登録したJ D S F認定サークル、J D S F認定サークルで構成される市町村連盟若しくは連合体組織及び理事会で承認された団体とする。

2. 本連盟に登録しようとする団体は、所定の加盟申請書を会長に提出し、理事会の承認を

得なければならない。

3. 加盟団体は別に定める年会費を納めなければならない、また新たに加盟団体となった団体は、別に定める入会金を納入しなければならない。

第7条（加盟団体の資格喪失）

加盟団体は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 団体の解散
- (3) 除名

第8条（加盟団体の退会）

加盟団体が退会しようとするときは、事由を付した退会届けを会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第9条（加盟団体の除名）

加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決後、除名することができる。

この場合、除名される加盟団体の会員及び登録選手は、近隣の加盟団体へ移籍することができる。

- (1) 加盟団体として年会費の未納が1年以上に及ぶとき。
- (2) J D S Fまたは本連盟の名誉を棄損し又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (3) J D S F定款または本連盟の規約、その他に違反行為があったとき。
- (4) 本連盟の加盟団体としての義務に違反したとき。

第10条（加盟団体の管理）

本連盟の加盟団体は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書を本連盟理事会に報告しなければならない。また、臨時総会を行った場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料を本連盟理事会に報告しなければならない。

2. 本連盟理事会は、本連盟加盟団体の活動に不整合がある場合はJ D S Fに報告するものとする。
3. 本連盟理事会は、前項の加盟団体についてJ D S Fと協力して監査を行い、改善策等を指導できるものとする。

第11条（会 員）

本連盟の会員は、第6条に定める加盟団体の会員及び本連盟直接登録の会員とする。

2. 本連盟に加盟するためのサークル認定基準及び加盟又は脱退の手続き並びに会員の登録に関する事項は、理事会で定める。
3. 本連盟は、第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する名誉会員、賛助会員を置くことができる。
4. 名誉会員及び賛助会員は、本連盟の目的及び事業に賛同する個人又は団体の中から委嘱するものとし、必要な事項は理事会で定める。

第12条（会 費 等）

会員は、本連盟の総会において別に定めるところの入会金及び年会費を納めなければならない。

2. 会員は、本連盟を通じてJ D S Fへ会員登録を行い、J D S F所定の年度会費を納めなければならない。
3. 前2項の規定に関わらず、J D S Fが別に規程を定めた場合には当該規程によるものとする。
4. 名誉会員は、会費等を免除とし、年度ごとに登録事項の確認をすること。
5. 賛助会員は、本連盟の総会において別に定めるところの年会費を毎会計年度始めの30日以内に納入しなければならない。

6. 年会費の額は、理事会の議決と総会の承認を得るものとし細則に定める。

また、一旦納入した年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第13条（会員資格の喪失）

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退 会
- (2) 死 亡
- (3) 除 名
- (4) 会費未納

2. 前項により資格を喪失した場合は、J D S Fの正会員あるいは一般会員の資格も喪失する。

3. 第1項第3号の除名は次の場合とし、J D S F定款に従って決定される。

- (1) J D S F定款又は本連盟の規約に違反したとき。
- (2) J D S F又は本連盟の名誉を著しく傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第14条（代議員）

本連盟の代議員は、本連盟に登録した加盟団体ごとに代議員を選出する。

2. 選出する代議員は、加盟団体からの代表者とし、その人数は細則に定める。

3. 選出する代議員の資格及び選出基準、理事会で定める。

第4章 役員及び名誉役員

第15条（役 員）

本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理 事 30名以上50名（加盟団体の代表会員をもって充てる。）以内。
- (2) 監 事 4名以内

2. 理事のうち会長1名、副会長3名以内とし、その他会務遂行上に必要な役職は、細則に定める。

第16条（役員及び役職者の選任）

本連盟の役員は、第11条第1項の会員の中から次により選任する。

- (1) 常任理事、理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - (2) 会長、副会長、理事長、事務局長、副理事長、会計理事は、理事の互選により総会において承認する。
2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
3. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は2名以内とし、かつ同様の関係者の総数は、理事総数の30%を超えてはならない。
4. 監事の中に、他の監事若しくは理事と親族その他特別の関係にある者が含まれてはならない。

第17条（役員の任期）

本連盟の役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有しその職務を遂行しなければならない。
4. 役員は、再任されることができる。

第18条（役員の解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会構成員の3分の2以上の議決によりこ

れを解任することができる。

- (1) 心身の故障又は一身上の都合により職務の遂行に耐えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反、又はアマチュアとしての資格を失ったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったと認められたとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、理事会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条（名誉役員）

本連盟に名誉会長、顧問、相談役、参与その他必要な名誉役員を置くことができる。

2. 名誉役員の職務、任期、選任及び解任は、理事会において決議する。
3. 名誉役員の委嘱は、会長がこれにあたる。

第5章 役員及び名誉役員の職務

第20条（役員の職務）

役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、または欠けたときは、予め理事会が指名した順序で、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、本連盟の会務を統括する。
- (4) 事務局長は、事務局を統括し、本連盟の事務を処理する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、予め理事会が指名した順序で、その職務を代行する。
- (6) 会計理事は、本会の経理会計事務を処理する。
- (7) 常任理事は、常任理事会を構成し業務執行の提議をする。
- (8) 理事は、理事会を構成し本規約及び総会議決に基づき、本連盟の業務を遂行する。
- (9) 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各項目に規定する業務を行う。
 - ① 本連盟の財産の状況を監査すること。
 - ② 理事会等に出席するなどして、理事等の業務執行の状況を監査すること。
 - ③ 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会、総会又はJDSFに報告すること。
 - ④ 必要があるときは、理事会に対し臨時総会の招集を要請することができる。

第21条（名誉役員の職務）

名誉役員の職務は、次のとおりとする

- (1) 名誉会長は、本連盟の重要事項について会長に意見を述べることができる。
- (2) 顧問及び相談役は、諮問に応じ本連盟に助言することができる。

第22条（諮問委員会）

理事会が必要と認めた時には、諮問委員会を設けることができる。

2. 諮問委員会は、担当常任理事、学識経験者、委員をもって構成する。

第23条（事務局）

本連盟の事務を処理するため、事務局を設け職員を置くことができる。

2. 職員は、有給とし任免は会長がこれを行なう。

第6章 会議

第24条（会議の種類）

本連盟の会議の種類は、次による。

- (1) 本連盟の最高決議機関としての総会（以下、第7章に記述。）
- (2) 常任理事会は、常任理事をもって構成し、必要により支部長、部長を出席させることが

でき、会長が招集して開催する。

- (3) 理事会（以下、第8章に記述。）は、総会に次ぐ議決機関及び執行機関ですべての理事をもって構成する。
- (4) 執行部会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長をもって構成し、必要により会計理事を出席させることができる。
- (5) 必要により委員会を設置し開催する。
- (6) その他、細則に定める。

第25条（会議の委任）

各会議とも構成員が止むを得ず欠席する場合は、次の方法により書面表決または委任をすることができる。

- (1) あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する。
- (2) 他の構成員を代理人として指名し、表決を委任する。
- (3) 当該構成員の所属する団体の中から1名を指名して出席させる。
- (4) 代理人について無記名の場合は、当日出席の構成員1名を指名し委任を託すこととみなす。

2. いずれも署名捺印をした書面を事前に提出しなければならない。

第7章 総会

第26条（構成）

本連盟の最高議決機関として、総会をおく。

2. 総会の構成員は、理事並びに支部長、部長及び代議員（第14条に定める者）をもって構成する。

第27条（付議事項）

総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 事業報告書、収支決算書及び貸借対照表の承認
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 規約の改正、変更及び代議員選出方法の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他必要と認められた重要事項

第28条（開催）

総会の開催と招集は、次による。

- (1) 総会は、定時総会として毎会計年度終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- (2) 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は5分の1以上の構成員若しくは過半数の監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき2ヶ月以内に開催する。
- (3) 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- (4) 総会の招集は、総会構成員に対し会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示した文書をもって開催日の二週間前までに通知を発しなければならない。
- (5) 本規約に反して、総会が正常に開催されない状態が続いた場合は、JDSF加盟団体規程に基づきJDSFが臨時の総会を招集できるものとする。

第29条（議長等）

総会の議長と議事録署名人は、当該総会において出席構成員の中から互選により選出する。

第30条（議決権）

総会における議決権は、構成員1名につき1個とする。

2. 構成員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、

当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書面を本連盟に提出しなければならない。

3. 当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

第31条（決 議）

総会の決議は、構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した当該構成員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところにより行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した当該構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 役員の解任

(2) 規約の変更

(3) 解散又はJDSFからの脱退

第32条（議 事 録）

総会の議事については、議事録を作成する。

2. 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 理事会

第33条（構 成）

本連盟に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

また、必要により支部長、部長を出席させる事が出来る。

第34条（付議事項）

理事会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 本連盟の業務執行の決定

(2) 理事職務の執行監督

(3) その他必要と認められた重要事項

第35条（招 集）

理事会は、隔月の開催を通例とし理事長が招集して開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

第36条（議 長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2. 理事長に事故あるときは、副理事長とする。

第37条（議決権）

理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

2. 当該理事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した理事及び他の理事を代理人として表決を委任した理事は、出席者としてみなす。

第38条（決 議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第39条（議 事 録）

理事会の議事については、議事録を作成する。

第9章 資産及び会計

第40条（資 産）

本連盟の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産台帳に記載された資産
- (2) 加盟団体の年会費
- (3) J D S F 会員登録者の年会費、選手登録料
- (4) 事業収入
- (5) 補助金及び寄付金品
- (6) 預金等の利子
- (7) その他の収入

第41条（資産管理）

本連盟の資産管理は、理事会の議決を経て、別に定める資産及び会計処理規程に従い会計理事がこれを行なう。

第42条（経費の支弁）

本連盟の経費は、資産をもってこれを支弁する。

第43条（事業報告書、収支決算書及び貸借対照表）

事業報告書、収支決算書及び貸借対照表については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を得なければならない。

第44条（事業計画書、収支予算書）

本連盟の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第45条（事業年度）

本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第46条（書類の保管）

会長は、第32条、第39条、第43条、第44条の書類及び役員名簿を第2条に規定する事務所に3～5年間備え置くものとする。

第10章 J D S F 正会員及び J D S F への報告

第47条（J D S F 正会員）

本連盟は、J D S F 正会員選出に関する規則により選挙管理委員会を設置し、J D S F 正会員を選出する。

第48条（J D S F への報告）

本連盟は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿及び第27条(2)、(3)の書類をJ D S F に報告するものとする。

2. 臨時総会を行った場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料をJ D S F に報告するものとする。

第11章 派 遣

第49条（派遣）

本連盟は、下記の各号を除き、上部団体等への役員出向及び上部団体の事業に対する係員等で別に定める役員の派遣依頼を受けた場合は、理事会において選任し、派遣する。

- (1) J D S F への正会員の派遣
- (2) 財団法人埼玉県体育協会の評議員会への評議員の派遣

第50条（派遣費等）

本連盟を代表して出向する役員等に対し、派遣費及び旅費を支給することとし、派遣及び派遣費・旅費等については、別に定める規程による。

第12章 規約の変更、加盟、脱退及び解散

第51条（規約の改訂）

本規約の改訂は、総会の決議によって変更することができる。ただし、事前にJDSF加盟団体規程に定められた手続きを経なければならない。

第52条（他団体への加盟）

本規約第5条に記載のない団体に加盟する場合は、JDSFの承認を得るものとする。

第53条（解散もしくはJDSFからの脱退）

本連盟が、解散又はJDSFから脱退する場合は、総会にて決議するほか、次のいずれかの手続きを経るものとする。

- (1) 本連盟会員総数の4分の3以上の賛成
- (2) JDSF理事会の承認

第54条（解散に伴う残余財産の処分）

本連盟の解散に伴う残余財産は、総会の議決を経て、上部団体又は本連盟の目的に類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第13章 雑 則

第55条（表 彰）

本連盟の発展に尽力し功績のあった者は、別に定める表彰基準により理事会の議決を経て表彰する。

第56条（規約の疑義）

本規約の解釈に疑義が生じた場合は、理事会の議決及びJDSFの意見により処理する。

第57条（慶弔費）

本連盟の役員には、別に定める「慶弔見舞金」を支給する。

附則 1 平成11年4月1日 制定

2 平成13年4月1日 一部改正

3 平成15年4月1日 一部改正

4 平成17年4月1日 一部改正

5 平成19年4月1日 一部改正

6 平成21年4月1日 一部改正

7 平成23年4月1日 一部改正

8 平成24年4月1日 JDSFの公益社団法人化に伴い全面改定

9 平成27年4月1日 一部改正（第57条追加）

10 平成30年4月1日 一部改正

11 2022年4月1日 一部改正（JDSF本部からの指示事項追加及び改変）